

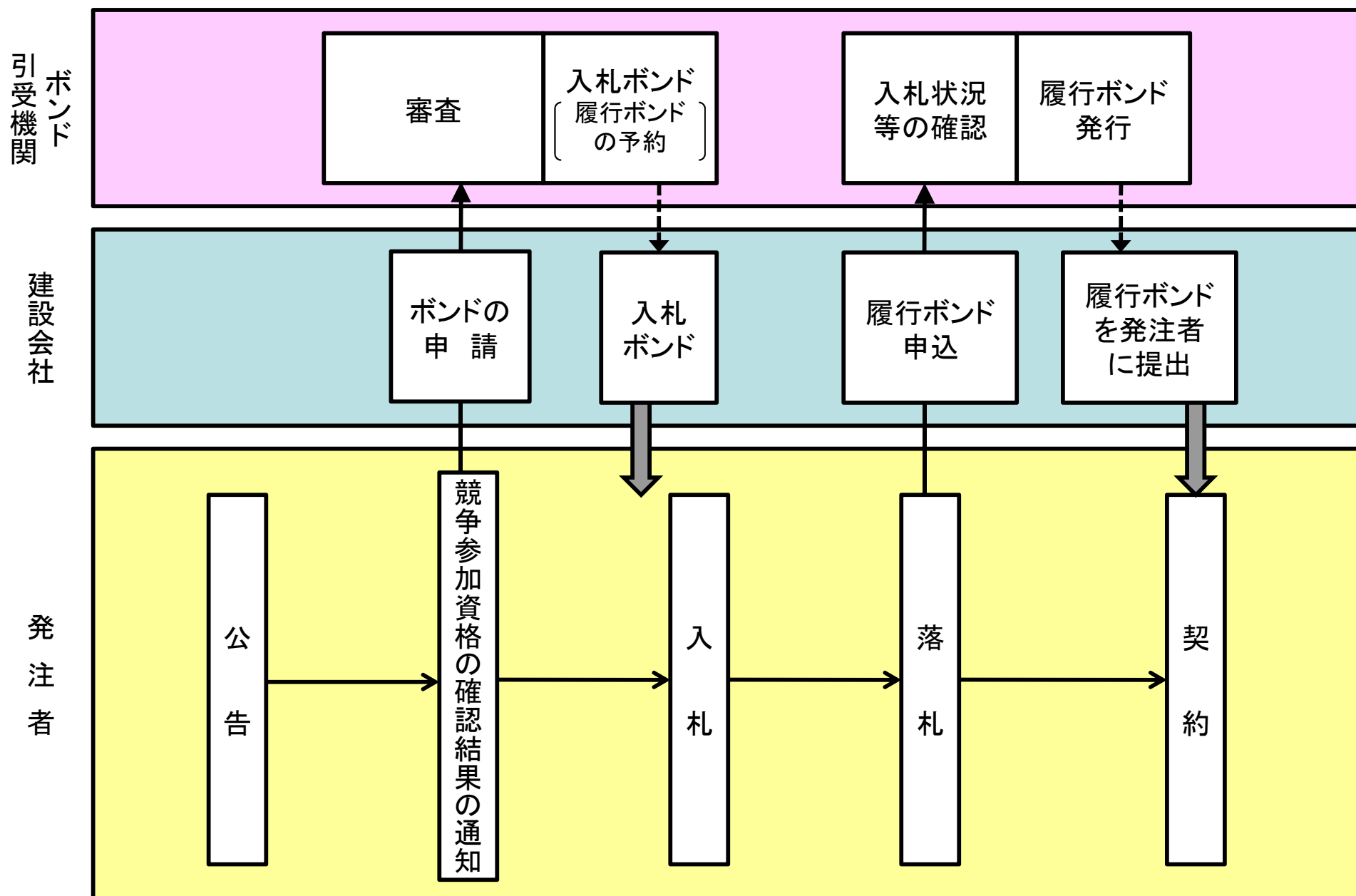
# 入札保証・履行保証制度

---

国土交通省大臣官房地方課

平成27年1月21日

# 入札ボンド・履行ボンドの手続きの流れ(イメージ)



# 入札ボンド制度の概要

## 概要

入札参加者が入札を撤回した場合に、発注者が被る損害を補填するため、公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書（入札ボンド）の提出を求める制度

## 目的

競争性・客観性・透明性の向上を目的とした一般競争入札の拡大に伴い、不良不適格業者の参入や経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

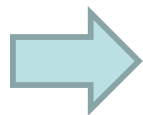


市場機能を活用したリアルタイムの企業評価による、質の高い競争環境の整備を図ることが必要

## 効果

（期待される効果）

- ・契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除
- ・深刻化するダンピングの防止



- ・市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上
- ・総合評価落札方式の運用と併せた技術と経営に優れた企業の伸長

金額	入札金額の5%
提出時期	入札時
導入時期	平成18年
対象工事 (平成25年度)	一般土木と建築の予定価格3億円以上、 その他工種のWTO対象工事(予定価格5億8千万円以上)

# 入札ボンドの種類

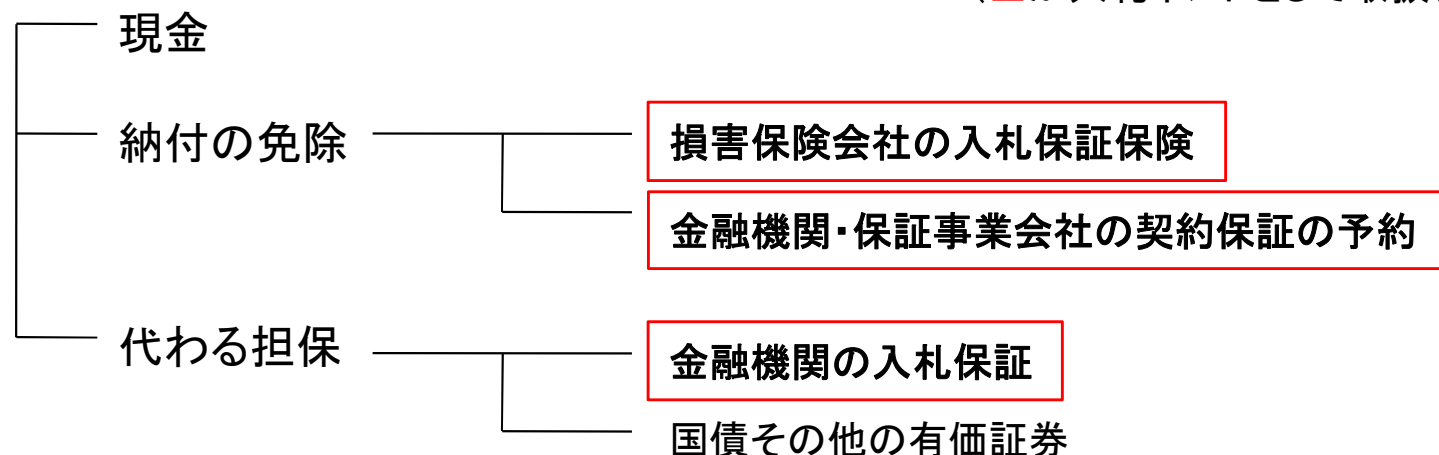
## 会計法上の根拠

第29条の4 契約担当官等は、前条第1項、第3項又は第5項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前条の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実に認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

※ 会計法令の入札保証制度の体系と入札ボンドの関係

(□が入札ボンドとして取扱うもの)



入札ボンドの種類	証券の名称	引受機関	入札ボンドに対応する履行保証の手段	平成25年度入札ボンド実績 (国土交通省) 件数および保証金額
入札保証保険	入札保証保険証券	損害保険会社	履行保証保険 公共工事履行保証証券	2,126件 348,589百万円
入札保証	保証書	金融機関	契約保証	2,032件 133,332百万円
契約保証の予約	保証予約証書			38件 3,066百万円
契約保証の予約	契約保証予約証書	保証事業会社	契約保証	4,922件 974,902百万円

# 履行ボンド制度の概要

## 概要

受注者の責めに帰すべき事由により受注者が債務不履行に陥った場合に、発注者が被る金銭的損害を補填することの保証(金銭的保証)、又は残工事を保証人が選定する代替履行会社に完成させることの保証(役務的保証)の証書(履行ボンド)の提出を契約の相手方に対して求める制度

## 経緯

公共工事に関する履行保証制度としては主として工事完成保証人を広く活用(～平成5年)



本来競争環境にあるべき他社が対価なしに保証を行うことの不自然さや、談合助長の可能性の指摘を踏まえ、廃止の方針



履行ボンドを国の発注する工事に活用する新たな履行保証制度の導入(平成7年～)

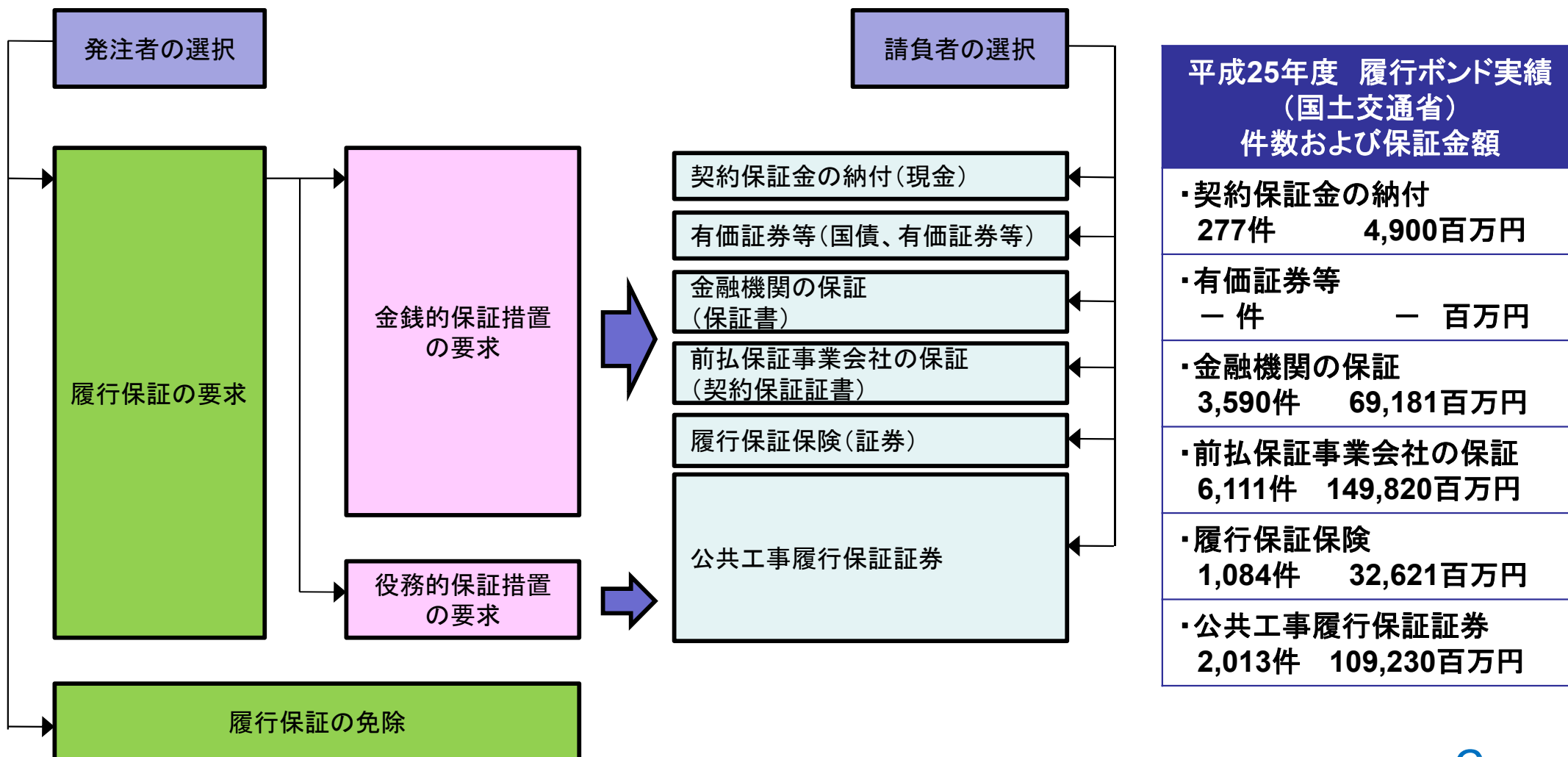
金額	契約金額の10%(WTO工事、落札額が低入札価格調査基準を下回る工事(低入札工事)は30%)
提出時期	契約時
導入時期	平成8年
対象工事	すべての公共工事が対象となりうる

# 履行ボンドの種類

## 会計法上の根拠

第29条の9 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売却代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

2 第29条の4第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。



平成25年度 履行ボンド実績 (国土交通省) 件数および保証金額		
・契約保証金の納付	277件	4,900百万円
・有価証券等	一件	— 百万円
・金融機関の保証	3,590件	69,181百万円
・前払保証事業会社の保証	6,111件	149,820百万円
・履行保証保険	1,084件	32,621百万円
・公共工事履行保証証券	2,013件	109,230百万円